

R6年度集団指導

障害福祉サービス事業所等への周知事項

障がい福祉課指導給付係

目次

○令和7年度から義務化される取組み

- 地域連携推進会議の設置(共同生活援助・施設入所支援)
- 業務継続計画(BCP)の策定(全サービス対象)

○その他留意事項

- 同行援護サービス提供責任者の資格要件改正について(居宅系サービス)
- 施設外就労を行う場合の留意事項について(就労系サービス)
- 食材料費の取扱いについて(共同生活援助)
- 吸収合併等に伴う指定の取り扱いについて(全サービス)
- A型事業所廃止等に係る対応について
- 食事提供体制加算について
- 地域生活支援拠点等に関連する加算について

令和7年度から義務化される取組み

1. 地域連携推進会議の設置（共同生活援助・施設入所支援）

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）



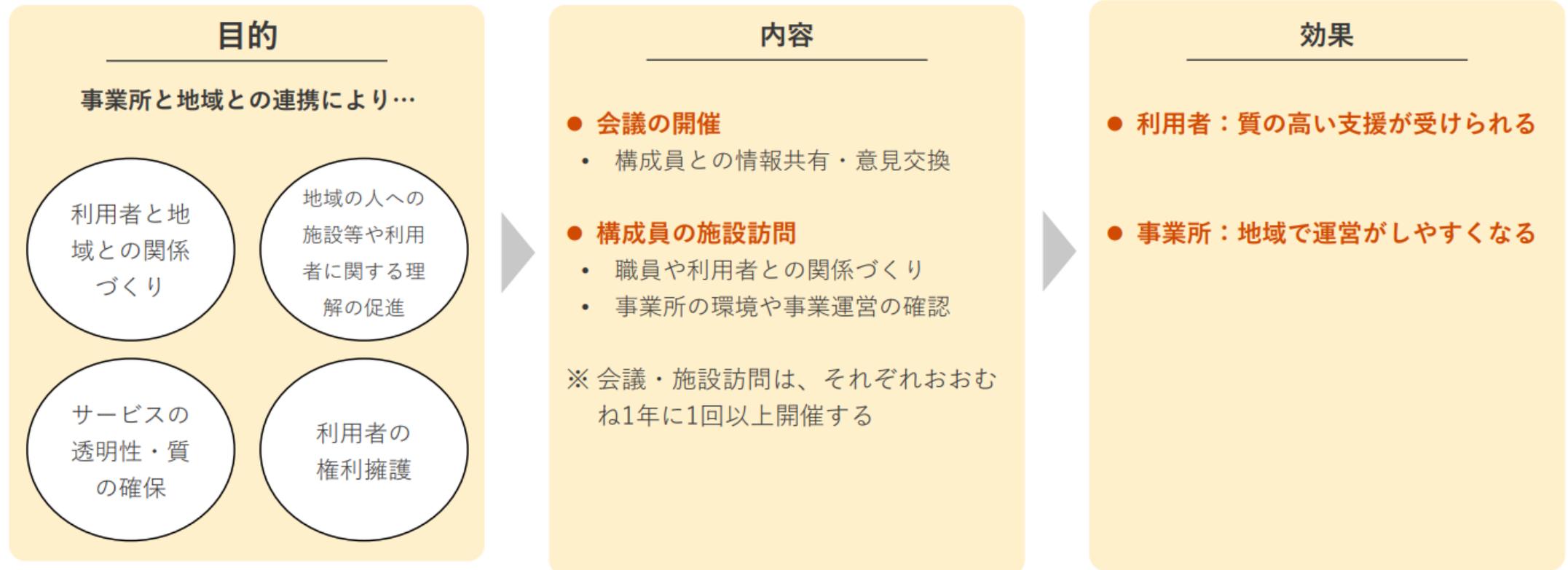
R7.4.1から義務化

令和7年度から義務化される取組み

1. 地域連携推進会議の設置(共同生活援助・施設入所支援)

地域連携推進会議の目的

- ・ 利用者と地域との連携づくり
- ・ 施設等やサービスの透明性、質の確保
- ・ 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・ 利用者の権利擁護



※厚労省「地域連携推進会議の手引き」抜粋

令和7年度から義務化される取組み

1. 地域連携推進会議の設置（共同生活援助・施設入所支援）

①会議の構成員

- ・利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定。
- ・5名程度が望ましく、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出すること。

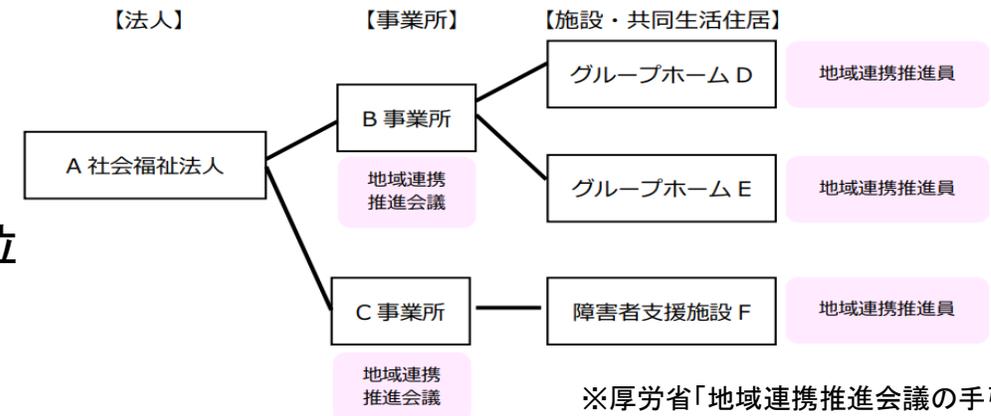
②実施単位

（会議の設置）

指定を受けた事業所単位

（施設訪問）

施設、共同生活住居単位



※厚労省「地域連携推進会議の手引き」抜粋

③届出書類について

- ・新規指定申請時、指定更新申請時に別途届出書類の提出が必要（令和7年4月～）
- 令和7年2月18日付事務連絡にて共同生活援助、障害者支援施設運営法人あて周知済み

④各種記録の整備

- ・会議の議事録や施設訪問の記録を作成し、保存しておくこと。
- 運営指導時に、会議の開催状況や施設訪問の実施状況について確認します

令和7年度から義務化される取組み

2. 業務継続計画（BCP）の策定（全サービス対象）

業務継続計画とは・・・

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

○経過措置

令和7年度3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しない。



R7.3.31で経過措置終了

その他留意事項

1. 同行援護サービス提供責任者の資格要件改正について(居宅系サービス)

社会保障審議会障害者部会(第142回)・子ども家庭審議会障害児支援部会(第7回)抜粋

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する(通知改正)。

(改正内容)

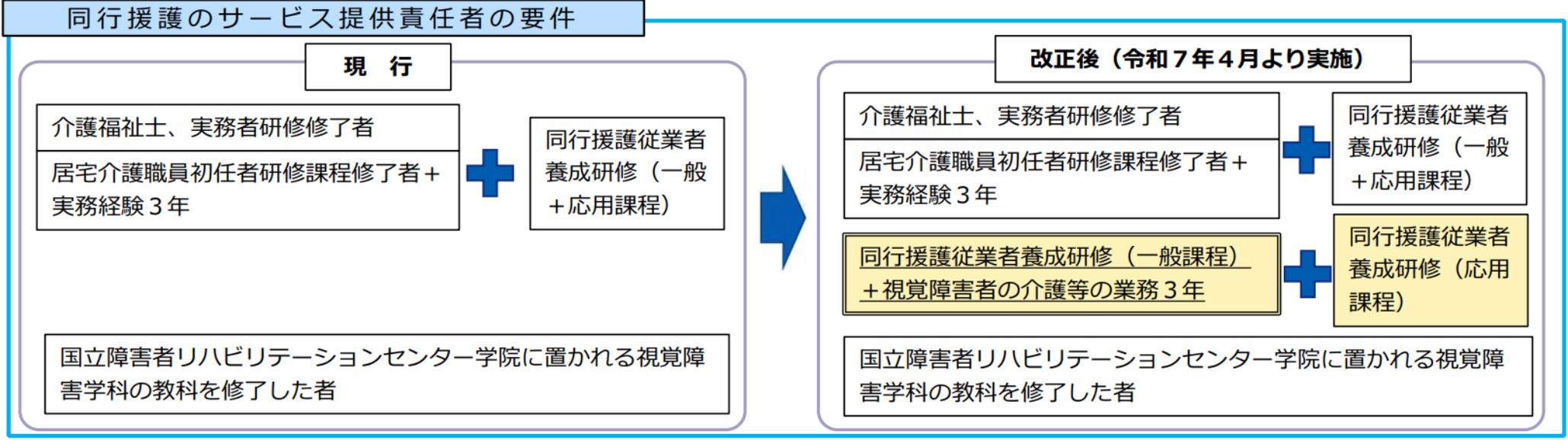
- ・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する(※1)。

① 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者(※2)で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

② 同行援護従業者養成研修(応用課程)を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)

(※1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を改正

(※2) 現行カリキュラムの養成研修修了者を含む



その他留意事項

2. 施設外就労を行う場合の留意事項について(就労系サービス)

平成19年4月2日付障発第0402001号(令和6年3月29日障発0329第7号改正現在)
「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(要約)

【施設外就労の要件】

①定員の遵守

- ・施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。

②従業者の配置

- ・施設外就労先

→施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数を配置

- ・本体事業所

→施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数を配置

※サービス管理責任者は、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置

③運営規程への位置づけ

- ・施設外就労の提供が、運営規程に位置づけられていること。

④個別支援計画の作成

- ・施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成すること。

⑤緊急時の対応

- ・緊急時の対応ができること。

その他留意事項

3. 食材料費の取扱いについて(共同生活援助)

厚労省発出令和5年10月20日付事務連絡「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」
島根県発出令和5年10月27日付障第908号「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」

Point

- ①事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残金を他の費目に流用することや事業者の収益とすることは、国の指定基準、県の条例違反となる。
- ②グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に支援等に関する法律に規定する「経済的虐待」に該当する可能性がある（食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についても同様）。
- ③食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合は、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出すること。
- ④食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用時及びその変更時において利用者に説明、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合は適切に説明すること。

その他留意事項

4. 吸収合併等に伴う指定の取り扱いについて(全サービス)

厚生労働省・ことも家庭庁発出令和6年6月21日付事務連絡

「障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について」抜粋

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等の吸収合併、吸収分割、新設合併、新設分割及び事業譲渡(以下「吸収合併等」という。)に伴う指定の取扱いについて、下記のとおり整理

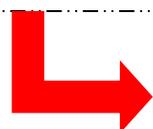
事業所を運営する法人が吸収合併する場合の指定の取扱いについては、ある法人(以下「A法人」という。)が別の法人(以下「B法人」という。)に吸収合併され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として新規に申請・指定を行う必要がある。

一方で、その場合であっても、指定権者において、施設・事業所の職員に変更がない等、吸収合併の前後で事業所が実的に継続して運営されると認める場合は、事業所を運営する法人が自治体へ行う手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行うこととする。(表1)

本取扱いは、吸収合併以外の吸収合併等の際も同様とする。

(表1) 吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合における各手続の取扱い

新規指定の 要否	B法人の運営する事業所として新規指定が必要。
指定手続	手続を簡素化する。(第2を参照)
障害福祉サービス 等報酬の取扱い	過去の実績に基づく基本報酬並びに加算及び減算について、実績を通算する。(第3を参照)



Point

吸収合併や事業譲渡の詳細によって、手続き簡素化の程度や報酬の取り扱いが異なるため、まずは県障がい福祉課に相談すること。

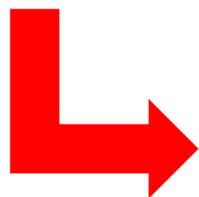
その他留意事項

5. A型事業所廃止等に係る対応について

厚生労働省発出令和6年10月28日付事務連絡「A型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第43条第4項

「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」



Point

- ・事業を廃止しようとする日の1月前までに届け出ること。
- ・廃止届別紙により、利用者の引き継ぎ状況を報告すること。

その他留意事項

6. 食事提供体制加算について

令和6年11月11日付事務連絡「障害福祉サービス等の報酬における食事提供体制加算の取扱いについて」要約

Point

「管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること」

・事業所又は法人内の管理栄養士等による確認のほか、法人外部（公益財団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行った場合も算定可能。

→R6.10.1から経過措置終了につき、加算算定にあたって必須要件

Point

本県における取扱いは以下のとおり。（令和6年11月11日発出障第1145号抜粋）

1. 事業所又は自法人に管理栄養士等がいる場合は、当該管理栄養士等が献立の確認を行うこと。
 2. 1での対応が困難な場合は、栄養ケア・ステーションしまね（公益社団法人島根県栄養士会内に設置）に対応を依頼すること。
 3. 1及び2での対応が困難な場合は、事業所が所在する圏域の保健所に対応を依頼すること。
- ※ 外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていることから、1～3の取扱いは適用除外とする。

その他留意事項

7. 地域生活支援拠点等に関連する加算について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(VOL.1) 問3

Q. これまでの取扱いにより令和6年4月1日時点で既に地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所において、改めて手続きを行う必要があるか。

A. 令和6年4月1日時点で市町村から地域生活支援拠点等と位置付けられている事業所であっても、改めて「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」の手順を経ることを基本とする。

障発第0329第1号「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」抜粋

市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

(1) 事前協議 地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。(省略)

(2) 市町村への届出

事前協議により市町村との合意形成が図られた障害福祉サービス事業者等については、都道府県知事に対する加算の届出に先立ち、市町村に対して、地域生活支援拠点等の機能を担うこと及びそれに係る加算を算定するために必要な届出を行う。

(3) 市町村からの通知

市町村は提出された届出書を確認し、内容に不備等がない場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付けた旨の通知を行う。

Point

- ・手続きが完了していない場合は、各市町村と調整のうえ、手続きを完了すること。
- ・手続き完了後に県に「報酬算定に係る届け出」を提出すること。